

## 令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託プロポーザル実施要領

### 1 事業概要

(1) 業務名 令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託

(2) 実施の目的

「令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託」を発注するにあたり、安全・安心で保護者負担軽減につながる修学旅行を実施するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を適正かつ公正に選定することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日

(4) 参加人数（予定）

別紙「令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(5) 業務内容

別紙「令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

生徒一人あたり6万5千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

(2) 大分県内に本社及び支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること

(3) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること

(4) 過去5年以内（平成29年2月1日から令和4年1月15日まで）に、中学校に係る修学旅行の受託実績があること

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始又破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

### 3 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

#### (1) 参加申込

##### ア 提出書類 各1部

(ア) 様式1 「令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託プロポーザル  
参加申込書」

(イ) 様式2 「会社概要」

(ウ) 登記事項証明書（写し可）（3ヶ月以内に発行したもの）

(エ) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録が確認  
できる書類

(オ) 様式3 「業務実績一覧表」

(カ) 「業務実績一覧表」に記載の実績を証明できる書類（契約書の写し等）

イ 申込み期限：令和5年1月31日（火）

ウ 申込み先：宇佐市立中学校修学旅行検討委員会事務局（院内中学校）

郵便番号 872-0332

住所 宇佐市院内町山城54

電話番号 0978-42-5008

エ 方法：持参、郵送（書留郵便又は配達証明のできるものに限る）

(2) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和5年2月6日（月）までに参加資格の確認結果を書面にて通知する

4 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア 期限：令和5年1月25日（水）12時

イ 方法：件名に「令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託に係る質問」と記入し、質問内容を記入した電子メールを送信すること。なお、送信先のメールアドレスは下記のとおりとする。

ウ メールアドレス：a41480@oen.ed.jp

(2) 回答

ア 期日：令和5年1月27日（金）

イ 方法：上記の回答期限までに事務局（院内中学校）のホームページに掲載

5 企画提案書作成について

(1) 提案書類

ア 企画提案書 1部（様式4）

イ 企画提案資料（任意様式） 原本1部、副本35部（各校5部）

(ア) 基本的な考え方

①修学旅行に対する基本的な考え方や方針

(イ) 企画内容

①研修の内容や実施方法

②交通手段

③宿泊施設

④食事

(ウ) 実施体制

①生徒の健康・安全

②緊急時の連絡体制や対応

③保険の内容

ウ 見積書 原本各校1部、副本各校5部

見積書1部に代表印を押印すること。また、旅行代金内訳書として、生徒一人あたりの経費積算として、交通費、宿泊費、諸経費、保険料、添乗員費用、**看護師同行費用**を加えたものを明記して各校5部提出すること。(様式任意)

(2) 提出期限

ア 期限：令和5年2月24日(金) (必着)

イ 提出先：参加申込み先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

ア 企画提案資料(任意様式)はA4版両面印刷で5枚以内とすること

イ 企画提案書は1者1案までとすること

ウ 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない

エ 副本35部は、会社名や会社を特定される部分を削除すること

## 6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、各学校の修学旅行委託業者検討委員会(以下、「各校検討委員会」という。)が行う。

各校検討委員会は、(2)に定める選定基準に基づき審査し、一次審査と二次審

査の合計点にて各学校における業務の受託候補者及び次点者を選定する。

## (2) 選定基準

審査項目	審査の視点	配点
実績	①本業務を受託するにあたり、十分な実績があるか。	20
基本的な考え方	①修学旅行業務に対する基本方針、考え方が明確であるか。	10
企画内容	①修学旅行のテーマや学習のねらいの達成が期待される内容や実施方法であるか。 ②負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③宿泊施設が仕様書に定める適切なホテルが選択されているか。 ④食事の内容が豊かで、アレルギー対応が可能であるか。	30
実施体制	①生徒の健康や安全への配慮等は十分であるか。 ②緊急時の対応が明記されており、万全であるか。 ③保険の内容は十分なものとなっているか。	30
価格	①企画提案内容に対して適正な経費内訳となっているか。	10

※配点は検討委員1名あたり

## (3) 一次審査

提出された業務実績整理表について、事務局において選定基準表に基づき審査し二次審査の対象者を選定する。なお、申込多数の場合は、実績点の上位5者を選定する。

## (4) 二次審査

一次審査を通過した者によるプレゼンテーションを行い、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、選定基準に基づき審査する。

## (5) プレゼンテーションの実施

参加者は、各校検討委員会に対して令和5年3月8日（水）に提案内容のプレゼンテーションを行う。なお、詳細については、別途通知する。

質問を含めて15分程度

## 7 審査結果の通知

審査結果については、参加者それぞれに文書により通知する。

## 8 その他契約に関する事項

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (2) 各校検討委員会により選定した受託候補者と本要領及び仕様書、企画提案書等を基に契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。また、受託候補者であることを通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、次点者に選定された者が該当中学校と協議を行う。
- (3) 受注者は、発注者に文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、またはこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。

## 9 日程

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ・旅行取扱業者募集開始      | 令和5年 1月18日         |
| ・旅行取扱業者募集締切      | 令和5年 1月31日         |
| ・企画書提出締切         | 令和5年 2月24日         |
| ・取扱希望業者プレゼンテーション | 令和5年 3月 8日 15時00分～ |
| ・選定結果通知          | 令和5年 3月16日         |

## 10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、プレゼンテーションへの参加等、本プロポーザルへの参加に係る全ての経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の検討を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。

- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式5「令和6年度宇佐市立中学校修学旅行事業委託プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
- 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
- ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者
- エ 本要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者

## 11 問合せ先

宇佐市立中学校修学旅行検討委員会 事務局 院内中学校 担当：阿南 隆

〒872-0332

大分県宇佐市院内町山城54

電話番号：0978-42-5008

FAX：0978-42-5035

電子メールアドレス：a41480@oen.ed.jp